

加東市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度定期監査（4月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和6年5月27日

加東市監査委員 壺井弘次

加東市監査委員 田中正紀

加東市監査委員 神田耕司

令和5年度定期監査（4月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年4月25日において令和5年度4月期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における、上下水道部（管理課及び工務課）、産業振興部農地整備課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和5年度4月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【上下水道部（管理課・工務課）】

1 監査の結果

上下水道部（管理課・工務課）は水道事業、下水道事業及び浄化槽設置整備事業（一般会計）を担っている。当部の職員数は、事務職員13人、パートタイム会計年度任用職員3人の合計16人である。

歳入歳出予算の執行状況について、補正額及び差引過不足額を中心に確認した。

一般会計・生活排水施設整備事業費（浄化槽設置整備事業）のうち、負担金、補助及び交付金の予算額4,345千円に対し、支出済額は4,345千円（執行率100%）で、当初予算時の見込みどおりの執行が出来ている。

給水収益及び下水道使用料の予算執行状況は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

科目(目)	予算額	調定額	調定額比率	収入額	収入額執行率
給水収益	1,181,583	1,175,487	99.5	1,158,237	98.0
下水道使用料	901,879	897,775	99.5	885,160	98.1

予算額は昨年度の実績見込みをもとに算出している。令和5年度実績は新型コロナウイルス感染症流行以前の平成30年度、令和元年度に近い使用状況となり、昨年度までの使用状況から変動したこともあって予算額を下回る結果となった。

水道事業会計・加入分担金は予算額 28,776 千円に対し、調定額は 17,699 千円（調定額比率 61.5%）、令和 4 年度と比較すると 8,107 千円減額となっており、新規加入者の減少が続いている。

下水道事業会計のうち、執行率が 0%の燃料費は、停電の際に使用する自家発電機用の軽油の費用である。

工事請負費、業務委託料及び修繕料に係る契約事務の内容について確認した。

1 件 50 万円以上の修繕料のうち、随意契約 5 号理由（緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき）1 者見積の契約について、見積業者数を 1 者としているのは、市内の水道・下水道施設に精通した業者 1 者にすることで契約事務や事前調査に係る時間の短縮を図るためであると説明があった。

広沢浄水場排水・排泥池ほか更新工事が随意契約 8 号理由（競争入札に付したが入札者又は落札者がいないとき）であるのは、入札金額が予定価格を上回ったことによるものである。

せせらぎ東条下水汚泥処理業務委託、せせらぎ東条下水汚泥収集運搬業務委託は 12 月 1 日～11 月 30 日の 2 か年にまたがる長期継続契約である。各年度における契約金額等について確認した。

工事請負及び業務委託に係る書類の一部を確認したところ、適切に処理されていた。

浄化槽の設置状況について、令和 5 年度は 5 人槽 8 基の設置に対し、4,334,000 円（対前年度 384,000 円増）の補助金を交付した。平成 4 年度からの目標値 901 基に対し、令和 5 年度時点で 615 基の設置が完了しており、令和 6 年度以降の目標値を 286 基としている。設置されない方の要因については、対象者の高齢化等が挙げられた。

2 意見

歳入予算について今後も正確な数値の見込みをお願いしたい。

契約事務はリスクの高い業務であり、特に市民から疑いの目を向けられやすいため正確性が求められる。発注の経緯、契約理由等は市民へ説明ができるように適切に整理及び保管していただきたい。

浄化槽設置整備事業の対象は限られることから、啓発対象を絞った効率的な周知をお願いしたい。併せて令和 4 年度から補助金が一部拡充していることも積極的にアピールしていただきたい。

昨年度の水道事業及び下水道事業運営審議会の答申において、令和 10 年度に水道料金の見直しが示されている。利用者の負担を少しでも減らすため、経費削減に取り組まれない。また、下水道事業においては、独立採算制の観点から、一般会計の繰入額が減少していくよう、引き続き公共下水への計画的な接続をお願い

いしたい。

【農地整備課】

1 監査の結果

農地整備課は土地改良係及び農村環境保全係で構成され、職員数は事務職員 9 人、パートタイム会計年度任用職員 1 人の合計 10 人で、うち事務職員 1 人を加古川流域土地改良事務所に派遣している。

歳入歳出予算の執行状況について、補正額及び差引過不足額を中心に確認した。

歳入の収入見込額が予算を下回る科目が多い要因について確認したところ、主に災害復旧費において、当初予算時から災害を想定して計上していたが、見込みよりも被害が少なかったためであると説明があった。

工事請負費、業務委託料及び使用料及び賃借料に係る契約事務の内容について確認した。

令和 3 年度災害復旧工事が、繰越明許費及び事故繰越分で計上されている経緯について確認したところ、令和 3 年度に実施していた災害復旧工事が、令和 4 年度の大雨によって一部盛り土が崩れ、崩れた箇所の調査及び修繕を追加で実施しなければならなかったためだと説明があった。

農村地域防災減災事業の工事請負費において、入札不調により当該調査を令和 5 年度中に実施できなかったため池改修工事が 2 件あった。入札不調の原因として、当該工事を実施できる業者が少ないこと、事業が集中する時期は対応できる業者が少ないことが挙げられた。なお、2 件のうち 1 件は 1 者が応札したものの最低制限価格を下回ったために失格となっている。

工事請負及び業務委託に係る書類の一部を確認したところ、適切に処理されていた。

新規事業である獣害対策実証実験（ヤギ、道路設置型害獣侵入防止装置）について確認した。ヤギを使用した実証実験では 2 件の賃貸借契約を行っており、ヤギ 2 頭と、実証実験に関する設備一式（柵等及び輸送代含む）として 7 月 24 日～9 月 25 日実施分 419,663 円、9 月 15 日～11 月 15 日実施分 461,787 円を支出している。

中山間地域等直接支払事業では、農業生産条件の不利な中山間地域での離農・耕作放棄を防止することを目的に令和 5 年度 13 組織に 22,480,792 円交付した。なお、農業生産活動等の体制整備として取り組む事項として、集落戦略の作成等が未実施である場合には単価割合が 80%となっている。（4 組織が未実施）

市単独事業（地区単独土地改良事業補助金）では、各地区の農業用施設（水路、農道、水路に係るポンプなど）を対象に補助金を交付している。令和 5 年度は 11 地区に対し補助金を交付した。

当課で所管する農業用ため池のうち、国庫補助の対象となるのは、下流に民家等が存在し決壊時に被害が生じる可能性のあるため池であり、特に決壊時の危険性が高いものを優先に所有者への大雨時のため池の水位確保や整備事業をしていると説明があった。また、農業用として今後利用しないため池として4池の廃止を進めており、うち1池が令和4年度中に完了している。

流域治水事業は、雨水貯留容量の確保のため、指定貯水施設に指定されたため池における事前放流や田んぼに排水調整用のせき板を設置する管理者を支援する事業である。令和5年度51箇所の管理者に補助金を交付しており、令和6年度中には92箇所に増加する見込みであると説明があった。

昨年度から開始した危険木診断業務委託について、令和5年度は10件の通報があった。なお、市道や県道などの道路沿いの危険木は道路所管課である土木課が対応している。

令和5年度中の有害鳥獣による被害状況は、イノシシ147件、シカ4件、アライグマ119件及びヌートリア7件で、農作物の被害額は総額3,447,000円となっている。

2 意見

農業用ため池の整備について、市民の安全を確保するため、引き続き計画的に進められたい。

流域治水事業におけるため池の事前放流の対象時期は6月～10月であるが、農業で水を必要とする時期を勘案すると実質9月～10月頃が実施時期になっている。6月～8月の雨量も十分に危険であるため、各管理者や地域住民の協力を得られるよう、今後も折衝を重ねていただきたい。

危険木の倒伏は家も倒壊させるほど危険であり、倒木に至る前に速やかな伐採が必要である。当課が危険木の相談窓口であることを積極的に周知するとともに、より市民が通報しやすい体制づくりを検討されたい。

令和5年度中の有害鳥獣による被害状況は昨年度から件数・被害額ともに減少しているが、全国的には大きな被害が続いていると聞いている。適正な個体数となるよう捕獲等への支援をするとともに、侵入防止対策により被害を最小限にできるよう取り組まれたい。